

十二 經過

之に満たざる者は六拾圓以上を支給

一月二十九日叱咤されたる運轉手に同情したる十數名は同志糾合に努め一日正午を期して二十數臺が罷業を決行、自動車を放棄して田川郡金田町大字金田の空家を借受け争議團本部とし同日午後十時歎願書を作成し提出すべく決議したのである。

會社側は突然の罷業に狼狽し救援の爲、五名にて放棄したる自動車を手庫に收容し辛じて數臺を運轉したるが急遽なる解決を希望し調停依頼に奔走した

一日午前十時半代表者として運轉手小田某外十一名が會社を訪問し専務取締役林田徹七郎に會見を申込みたる處會社側より調停の依頼を受けたる田川郡水平社幹部臨時應援外三名が

十三 解決

歎願書の正式提出を見合はずべく勸告すると共に誠意を以て善處方を引受けたる爲従業員も之を諒とし改めて善處方を依頼した。

かくて同日午後十一時四十分より調停者四名は争議團代表十二名と會見し歎願事項と違條的に折衝したる結果叱咤されたる運轉手の問題は別途善處することとし二日午前九時に至り漸く左の條件にて解決したのである。

○解決條件

- 1、從來の就業成績により支給し居たる賞與金百五拾圓（一人最高拾圓最低貳、參圓）を廢し一律に稼働賃金二箇月分の一割を無名義にて支給す
- 2、姉妹會社の條件に準じ考慮す